

学生・保護者・教職員・学校関係者 各位

新型コロナウイルスの新規感染者が増加しています。

東京都の新規感染者は7月2日以降、連日100人以上の状態が続いています。

さらに、隣接する埼玉・千葉・神奈川の首都圏3県でも新規感染者が増加し、7月6日現在の感染者数（回復者を除く）は、東京：836人、埼玉：182人、神奈川141人、千葉：79人です。

群馬県でも6月24日以降、7月6日までに4人の感染が確認されています。

5月25日の緊急事態宣言の解除から、段階的に社会経済活動の拡大が行われ、6月19日からは、都道府県をまたぐ移動制限も解除されました。社会経済活動を拡大するためには、国民の一人一人が「感染拡大を予防する新しい生活様式」を実践するとともに、「業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン」を各業種で活動する人々が実践することが求められていました。

しかし、新規感染者の状況から、「感染拡大を予防する新しい生活様式の実践」と、「業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドラインの実践」が徹底されていなかったことが指摘されています。

現在の新規感染者の状況として注意すべきことは、感染者の多くが20代、30代の若者であり、感染しても症状が軽度であるということです。新型コロナウイルス感染症は、無症候の感染者であっても他者に感染させてしまう可能性があります。何の症状もない人や、咽頭痛程度の人が周囲の人に感染させてしまう可能性がある感染症です。私たちはこのことを十分に理解して行動する必要があります。

6月から急増した感染者は、接待を伴う飲食店従業員らの「夜の街」関連が多い状況にありましたが、6月下旬からは、若年層の会食による感染や職場での感染が増加しています。

これらの状況から、既に感染が市中に広がっている可能性が指摘されています。何としても、重症化しやすい高齢者層に感染が広がることを防がなくてはなりません。

このような状況の中で、各実習施設及び関係者のご協力のもと、当校は、7月7日から、3年生の「在宅看護論実習Ⅰ」を臨地で実施しています。

今後は、3年生の老年看護学実習Ⅱ（7月13日開始）、2年生の保育所実習（7月27日開始）・成人看護学実習ⅠⅡ（8月24日開始）、1年生の基礎看護学実習（9月28日開始）を「病院」「保育所」で実施する予定です。

しかし、今後の感染の拡大状況によっては、臨地での実習が中止となる可能性もあります。

看護師をめざし学ぶ学生と教職員・学校関係者は、感染症に対する抵抗力が十分な状況ではない「患者さん」「子どもたち」に関わらせていただきます。したがって、実習期間に限らず、平日頃から感染しない・感染させないための行動を継続していく必要があるのです。

改めて、当校の学生・教職員に、以下の感染予防行動を徹底することを求めます。

(1) 手指消毒・マスクの着用を徹底する。

マスクはその効果を得られるように着用する。

* 「鼻が覆われない状態」「マスクと顔の間にすき間がある状態」では効果は得られません。

* 熱中症予防対策として、水分を小まめに摂るとともに、屋外や換気がされている室内で周囲に他者がいない場所では適宜マスクを外す。

共有物使用の際は、前後の手指消毒と、使用後の物品の清拭（所定の方法）を励行する。

- (2) 同居家族以外の人との距離はできるだけ2m（最低1m）空ける。
学校内においても、距離を確保する。確保できない場合はフェイスシールドを使用する。
- (3) 学校生活以外での、人との接触を減らす。
（参考：人との接触を8割減らす、10のポイント、新しい生活様式の実践例）、
- (4) 同居家族以外の人との会食は避ける。
- (5) 通院や食料品・生活用品の買い物等、必要時以外は、不特定多数の人が訪れる施設の利用は控える。利用する施設や店舗が「業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン」を実践していることを確認する。
- (6) 東京・神奈川・千葉・埼玉等、新規感染者が増加している都道府県への移動を控える。
- (7) レストラン、ハンバーガーショップ、フードコート等 飲食店での飲食は控え、持ち帰り、デリバリーを利用する。
- (8) 不特定多数の人と接する機会のあるアルバイトは、当面の間、禁止。他の職種でアルバイトを希望する際には、事前に改めてアルバイト届を提出し、開始の許可を得る。
- (9) 各学年が使用するスペースを現行通り、原則限定する。
- (10) 「密閉」「密集」「密接」をさける。冷房中も換気をする。屋外でも「密接・密集」しない。
- (11) 同居家族以外の人と接する時はマスクを着用する。マスクを外した状態での会話は極力避ける。食事等のために外したマスクは、清潔な状態で保管する。
- (12) 1日3回の体温測定と健康記録・行動記録の記入を継続する。
- (13) 発熱等の風邪症状、だるさ、味覚障害、嗅覚障害等、がある時には学校に連絡する。安易に解熱剤を使用しない。同居家族や濃厚接触者に同様の症状がある時にも学校に連絡をする。
- (14) 「体調に変化がある方」「感染予防行動がとれなかった方」「外出の自粛ができなかった方」は、必ず登校を控える。併せて、その旨を学校に電話連絡する。

以上

2020年7月7日

渋川看護専門学校 学校長 井口千春